

議案第 1 2 号

墨田区教育委員会いじめ防止プログラムの改正等について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

( 提案内容 )

別紙のとおり決定する。

( 提案理由 )

墨田区いじめ防止対策推進条例（平成 2 6 年墨田区条例第 4 8 号）第 1 1 条の規定に基づく墨田区いじめ防止対策基本方針が改定されたことに伴い、関連プログラムの改正及びマニュアルを策定する必要がある。

議案第13号

行政財産の使用許可（東吾孺小学校）について

上記の議案を提出する。

平成30年3月22日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり許可する。

（提案理由）

東吾孺小学校の土地について行政財産使用許可申請があったため、墨田区公有財産管理規則（昭和39年墨田区規則第12号）第21条の2第2号の規定により、その土地の使用を許可する必要がある。

## 行政財産使用許可（東吾嬬小学校）について

### 1 理由

平成30年2月16日付けで、東京電力パワーグリッド株式会社より東吾嬬小学校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。申請の内容について確認したところ、墨田区公有財産管理規則第21条の2第2号に該当し、学校の管理運営上支障が認められないため、行政財産使用許可を行うこととした。

### 2 財産の表示

名称 東吾嬬小学校  
所在 墨田区立花四丁目61番  
種類 土地  
数量 本柱1本・支線1条

### 3 使用を許可する相手

住所 東京都江東区大島三丁目4番5号  
氏名 東京電力パワーグリッド株式会社  
江東支社長 城宝 直人

### 4 使用目的

電気事業及び電気通信事業の用に供するため

### 5 行政財産使用許可期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 6 使用料

月額2,754円（本柱及び支線1本(条)あたり 月額1,377円）  
公園の占用料との整合性を図るため、墨田区立公園条例第12条第1項の規定に基づき算出した額とした。

### 7 関係資料

別紙のとおり

①地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項  
（行政財産の管理及び処分）

第238条の4第7項

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

②墨田区公有財産管理規則（昭和39年墨田区規則第12号）第21条の2第2号  
（使用の許可）

第21条の2 法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可することができる場合は、次のいずれかに該当するときに限るものとする。

(2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合

③墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）第12条第1項  
（占用料）

第12条 公園を占用する者からは、別表第4の範囲内で規則で定める占用料を徴収する。

別表第4

（平16条10・全部改正、平19条11・平22条12・平25条22・平27条14・平28条21・一部改正）  
公園の占用料

種別	単位	金額	
電柱、標識	1本、1月	1,377円	
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル、1月	612円	
鉄塔	1平方メートル、1月	1,020円	
変圧塔、マンホール類	1か所、1月	1,020円	
郵便差出箱、信書便差出箱	1か所、1月	408円	
公衆電話所	1か所、1月	1,020円	
地下の占用物件	1平方メートル、1月	地上露出部分	721円
		地下部分	308円
高架の占用物件	1平方メートル、1月	510円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル、1月	823円	
写真撮影のための常時占用	撮影機1台、1月	8,160円	
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	12,750円	
その他の占用	1平方メートル、1日	34円	

行政財産使用許可申請書

江東発設管29第194号  
平成30年2月16日

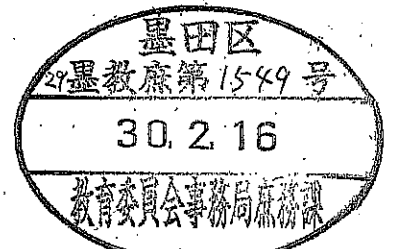
墨田区教育委員会 様

東京都江東区大島3丁目4番5号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
江東支社長 城 宝 直 人

下記のとおり墨田区行政財産の使用許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

使 用 物 件	所在地	東京都墨田区立花四丁目61番
	種類	土地
	名称	墨田区立東吾嬬小学校
	数量	本柱1本 支線1条
使用期間	平成30年 4月 1日 から 平成32年 3月31日 まで	
使用目的	電気事業及び電気通信事業の用に供するため	
備考	連絡先 東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社 設備サービスグループ 日野 奈津子 TEL 03-6375-2266	



# 案内図

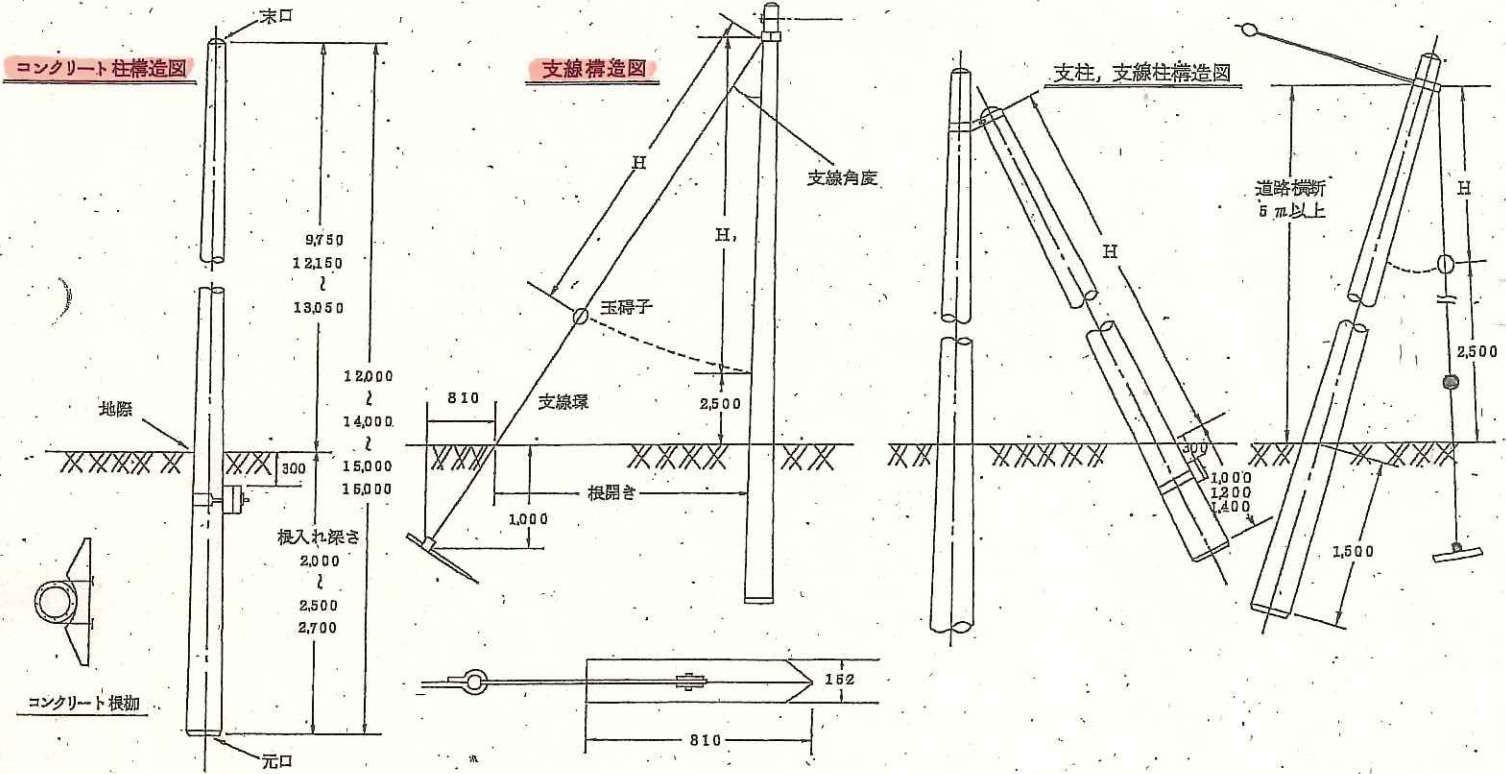


墨田区立花四丁目61番  
東吾嬬小学校

秘密情報 目的外使用・開示禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

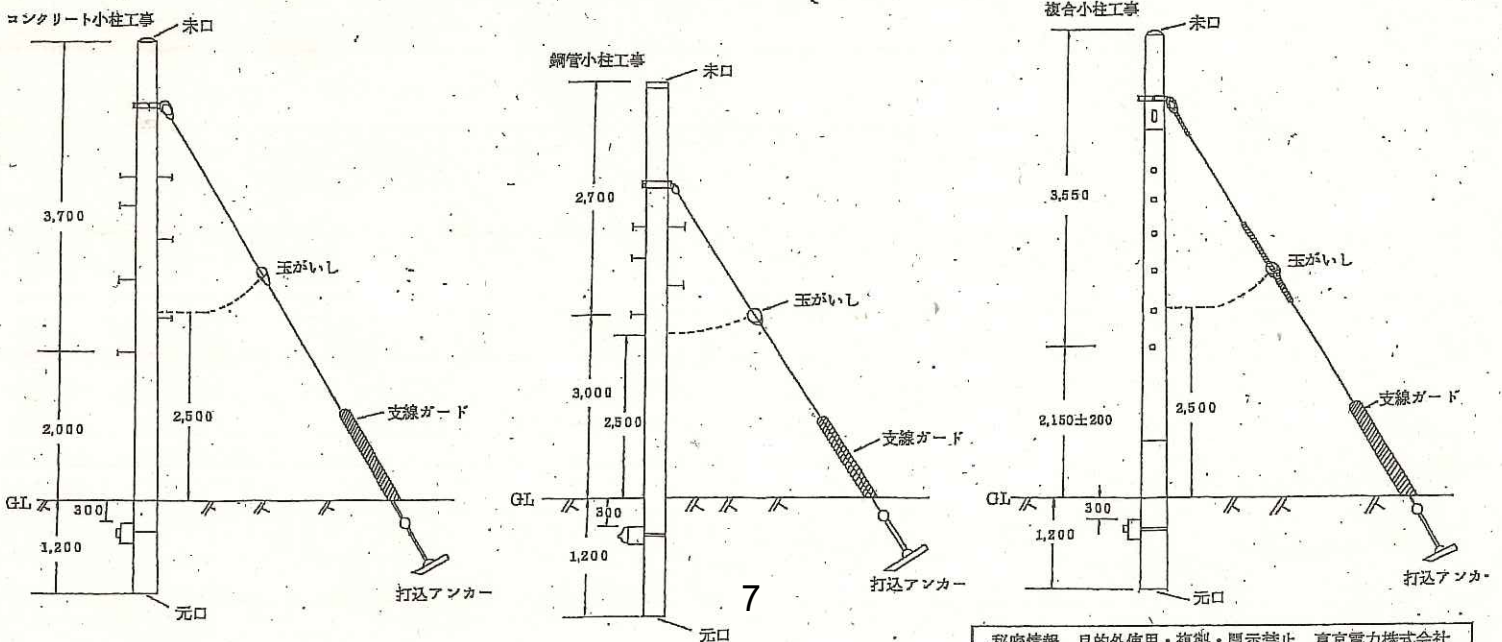
1. 電柱寸法・標準根入れ表

電柱種別 (呼称) m*10kg	一般柱				細径柱				根入深さ m
	末口径 mm	元口径 mm	地際径 mm	参考重量 kg	末口径 mm	元口径 mm	地際径 mm	参考重量 kg	
8-20	140	247	228	320	====	====	====	====	1.4
10-35	190	323	301	670	190	253	242	700	1.7
12-35	190	350	328	860	190	265	253	870	2.0
12-50	====	====	====	====	190	265	252	900	2.0
14-50	190	377	345	1,160	190	278	263	1,090	2.4
14-70	190	377	345	1,350	190	317	295	1,230	2.4
14-100	220	407	371	1,810	190	377	341	1,590	2.7
15-50	190	390	357	1,290	190	284	268	1,200	2.5
15-70	190	390	357	1,590	190	326	304	1,340	2.5
15-100	220	420	383	1,990	190	390	353	1,750	2.8
16-70	190	403	367	1,670	190	335	311	1,460	2.7
16-100	220	433	396	2,180	190	403	366	1,920	2.8
16-150	220	433	396	2,590	====	====	====	====	2.9



2. 小柱寸法・標準根入れ表

小柱種別	末口径 mm	元口径 mm	地際径 mm	参考重量 kg	根入深さ m
角材16.9m-80kg	100	169	158	180	1.2
鋼管6.9m-70kg	110	110	110	60	1.2
複合6.9m-70kg	100	153	153	130	1.2



議案第 14 号

学校（園）医等の退任・感謝状の交付及び委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり交付及び委嘱する。

（提案理由）

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 2 号に基づく感謝状の交付及び学校保健安全法第 23 条に基づく委嘱の必要がある。



## 学校（園）医等の退任に伴う感謝状の交付について

### 1 主旨

平成 30 年 3 月 31 日付で退任する学校（園）医等に対し、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝状を交付する。

### 2 退任者

退任者名 (敬称略)	職名	学 校 名	勤続年数 H30年3月末現在	退任年月日等
松高 賢一	学校医（内科）	本所中学校	25 年 8 か月	平成 30 年 3 月 31 日
武井 良輔	学校薬剤師	錦糸小学校	27 年	平成 30 年 3 月 31 日
山村 昌敬	学校薬剤師	中和小学校	6 年	平成 30 年 3 月 31 日
		菊川小学校 菊川幼稚園	23 年	継続
溝渕 祐子	学校薬剤師	業平小学校	2 年	平成 30 年 3 月 31 日
		横川小学校	4 年 7 か月	継続
澤井 真幸	学校薬剤師	柳島小学校 柳島幼稚園	14 年	平成 30 年 3 月 31 日
		中和小学校		平成 30 年 4 月 1 日 新規委嘱

感謝状は学校（園）医等の職を退任される松高先生及び武井先生に交付する。

### 3 交付主体

墨田区教育委員会

### 4 交付年月日

平成 30 年 3 月 31 日

### 5 感謝状交付理由

( 1 ) 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第 2 条 ( 2 ) 「教育事業に尽力すること 3 年以上にわたるとき」

( 2 ) 感謝状交付基準要綱細目基準

細目基準 4 号 「学校医等が退任又は死亡したとき」

## 平成30年度 学校(園)医等の委嘱について

### 1 委嘱者

別添「平成30年度 学校医等名簿」のとおり

### 2 発令年月日

平成30年4月1日

### 3 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

### 4 委嘱の根拠

学校保健安全法第23条

学校医・学校歯科医及び学校薬剤師名簿

(平成30年度)

所屬校	診療科	内科医	眼科医	耳鼻咽喉科医	歯科医	薬剤師
<b>小 学 校</b>						
緑		関 谷 駿 一	梶 原 一 人	市 川 菊 乃	桎 谷 光 慶	関 谷 恒 子
外 手		増 田 理 枝 子	前 田 育 枝	竹 田 英 子	神 部 正 佳	高 久 美 保
二 葉		増 田 敬	森 純 一	竹 田 英 子	浅 野 智 之	稲 葉 一 郎
錦 糸		大 室 博 之	森 純 一	市 川 菊 乃	長 岡 博 司	笹 木 玲 子
中 和		唐 澤 賢 祐	川 名 浩 一 郎	野 口 雄 五	阿 部 昌 彦	澤 井 真 幸
言 問		井 尻 昌 生	毛 塚 尚 利	斎 藤 成 明	寺 岡 通 博	田 口 善 一
小 梅		山 室 学	毛 塚 尚 利	斎 藤 成 明	荒 川 幸 雄	倉 重 友 和
柳 島		川 越 信	松 崎 淳	増 田 正 純	篠 塚 嘉 昭	澤 田 光 貴
業 平		芳 賀 克 也	毛 塚 潤	市 川 菊 乃	和 泉 一 清	本 間 美 穂 子
両 国		唐 澤 賢 祐	川 口 藝 洋	竹 田 英 子	蛭 間 重 能	森 拓 郎
横 川		山 室 学	前 田 育 枝	斎 藤 成 明	篠 崎 讓 二	溝 淵 祐 子
菊 川		古 川 猛	川 口 藝 洋	清 水 恵 也	丸 山 満 博	山 村 昌 敬
第 三 吾 嬢		沢 田 幸 地	岩 城 久 泰	増 田 正 純	長 沢 太 郎	近 藤 制 子
第 四 吾 嬢		中 川 義 宏	高 橋 英 樹	斎 藤 成 明	三 好 克 則	渡 邊 浩 一
第 一 寺 島		高 橋 正 人	岡 田 修	吉 田 憲 司	田 口 清 児	杉 山 眞 知 子
第 二 寺 島		大 倉 史 也	毛 塚 潤	長 田 恵 子	沖 山 博 一	片 山 佳 子
第 三 寺 島		吉 村 宏	岡 田 修	竹 田 英 子	野 苅 家 清	月 村 庄 一
曳 舟		西 島 由 美	川 名 浩 一 郎	吉 田 憲 司	遅 沢 顕 二	白 石 弘 子
中 川		揚 志 成	高 橋 英 樹	大 西 正 樹	遠 藤 憲 史	清 水 稔
東 吾 嬢		吉 岡 義 之	木 下 英 彦	大 西 正 樹	大 越 壽 和	勝 野 純 子
押 上		西 島 由 美	高 橋 英 樹	清 水 恵 也	永 倉 貴 子	白 石 弘 子
八 広		鈴 木 博	岩 城 久 泰	大 西 正 樹	林 重 輝	石 本 眞 理 子
隅 田		木 村 ト ミ 子	毛 塚 潤	吉 田 憲 司	西 澤 克 哉	濱 野 明 子
立 花 吾 嬢 の 森		小 山 純 生	木 下 英 彦	大 西 正 樹	宮 奈 基 次	後 藤 加 奈 子
梅 若		柏 木 三 喜 也	毛 塚 潤	吉 田 憲 司	青 沼 光 広	副 田 行 夫
精 神 科 医		比 賀 晴 美				
<b>中 学 校</b>						
墨 田		日 下 邦 明	毛 塚 尚 利	長 田 恵 子	吉 江 保 隆	岡 本 日 佐 子
本 所		福 井 一 人	毛 塚 尚 利	竹 田 英 子	湯 澤 伸 好	鳥 居 徹 也
両 国		佐 藤 義 隆	前 田 育 枝	斎 藤 成 明	戸 嶋 誠 司	永 井 基 美
豎 川		垣 田 昭 男	森 純 一	市 川 菊 乃	堀 川 晴 久	赤 間 令 子
錦 糸		佐 藤 和 子	松 崎 淳	増 田 正 純	山 田 隆 博	小 澤 久 美 子
吾 嬢 第 二		小 田 三 郎	川 名 浩 一 郎	長 田 恵 子	難 波 涼 二	副 田 行 夫
寺 島		加 藤 賢 二	岡 田 修	清 水 恵 也	大 久 保 勝 久	川 村 妃 砂 子
桜 堤		石 原 哲	岩 城 久 泰	吉 田 憲 司	重 井 剛	石 川 文 子
吾 嬢 立 花		平 野 圭	木 下 英 彦	増 田 正 純	中 島 茂	石 本 純 子
文 花		梅 里 継 時	岡 田 修	長 田 恵 子	大 川 光 夫	川 松 い ず み
文 花 夜 間		梅 里 継 時	岡 田 修	長 田 恵 子	大 川 光 夫	川 松 い ず み
精 神 科 医		荻 野 耕 平				
<b>幼 稚 園</b>						
緑		唐 澤 賢 祐	梶 原 一 人	市 川 菊 乃	鈴 木 喜 貴	関 谷 恒 子
柳 島		佐 々 木 豊	高 橋 英 樹	増 田 正 純	櫻 井 秀 樹	澤 田 光 貴
菊 川		関 谷 駿 一	森 純 一	清 水 恵 也	宇 田 川 宏 孝	山 村 昌 敬
第 三 寺 島		吉 村 宏	岩 城 久 泰	竹 田 英 子	高 田 敬 一	月 村 庄 一
曳 舟		飯 嶋 定 弘	川 名 浩 一 郎	吉 田 憲 司	熊 谷 京 一	白 石 弘 子
八 広		鈴 木 博	岩 城 久 泰	大 西 正 樹	北 總 光 生	石 本 眞 理 子
立 花		鈴 木 洋	木 下 英 彦	大 西 正 樹	根 本 正 男	石 本 純 子

網掛けは30年度新たに委嘱する方。太字は初めて学校医等を委嘱する方。

## 議案第 15 号

平成 31 年度使用小学校教科用図書及び中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 22 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

( 提案内容 )

別紙のとおり定める。

( 提案理由 )

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 31 年法律第 182 号）第 13 条の規定に基づき、公正かつ円滑な採択を行うための方針を定める必要がある。

平成 31 年度使用墨田区立小学校教科用図書採択について

国の教科用図書検定（以下「国の検定」という。）については、おおむね 4 年ごとの周期で行われ、学校を設置する市区町村等の教育委員会は、その検定合格図書の中から教科用図書の採択（以下「教科書採択」という。）を行うことから、墨田区においても、墨田区立小・中学校使用教科用図書採択事務取扱要綱に基づき、同様に 4 年ごとに教科書採択を実施している。

このような教科書採択の周期から、平成 30 年度は、「特別の教科 道徳」を除き、平成 31 年度に使用する小学校の教科書採択を行うこととなっている。

しかし、平成 30 年度に採択した教科用図書は、平成 32 年度からの学習指導要領改訂の影響により、1 年間だけしか使用できず、平成 31 年度に行われる国の検定の後に、改めて全教科の教科書採択を行わなければならない状況となっている。

こうした、特殊な事情から、文部科学省では、平成 29 年 10 月 13 日付けの通知により、平成 30 年度教科書採択においては、4 年間の実績を踏まえつつ、平成 26 年度の教科書採択における調査研究の内容を活用することも可能であるとの考えを示している。

また、平成 29 年度に行われた国の検定では、学習指導要領の改訂を見据え、小学校で使用する新たな図書申請（認定）がなかったことから、平成 30 年度教科書採択は、全国的に平成 26 年度教科書採択時と同じ図書等の中から採択するしか方法がない状況にある。

このことから、平成 30 年度の本区の教科書採択における手続については、特例として、墨田区立小・中学校使用教科用図書採択事務取扱要綱第 4 条及び第 5 条の規定を適用せず、平成 26 年度教科書採択時に使用した各資料を活用し、効率的かつ適正な教科書採択を実施することとする。

なお、教科書展示による区民からの意見聴取は、通常通り実施する。

小学校教科用図書の検定・採択の周期

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
H27～H30 使用教科書	検定	採択	← 使用期間 →								
H31 使用教科書					検定	採択	← 使用期間 →				
H32～H35 使用教科書						検定	採択	← 使用期間 →			

教科用図書の検定年度ではあるが、新たな図書の検定申請がなかった。

学習指導要領改訂後の教科用図書検定

## 墨田区立小・中学校使用教科用図書採択事務取扱要綱

平成20年2月29日19墨教指第1972号

一部改正 平成27年2月 1日26墨教指第1254号

一部改正 平成28年12月1日28墨教指第1426号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、墨田区立小学校及び中学校で使用する教科用図書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)の規定に基づき、墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めるものとする。

### (採択の基本方針)

第2条 教育委員会は、第4条に規定する教科用図書採択検討委員会からの報告等を参考に、検定済の教科用図書の中から、墨田区の地域や児童及び生徒の実態を踏まえ、墨田区立小学校及び中学校にふさわしい教科用図書を採択するものとする。

### (採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第13条第1項の定めるところにより当該教科用図書を使用する年度の前年度(以下「採択年度」という。)の8月31日までにを行う。

### (教科用図書採択検討委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設ける。

- 2 検討委員会は、別表1に定める範囲内で教育委員会が依頼する委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は、依頼された日から採択年度の8月31日までとする。
- 4 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 検討委員会は、委員長が招集する。
- 9 検討委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 10 検討委員会は、次条に規定する教科用図書調査委員会及び第6条に規定する当該校種各学校における調査結果等を参考に検討し、教科用図書の検討結果を、採択年度の7月中旬(期日は別に定める)までに教育委員会に報告するものとする。

### (教科用図書調査委員会)

第5条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科ごとに教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教育長の依頼する当該校種区立学校長又は副校長及び同一教科の当該校種教員の委員をもって構成する。委員数は5名以内を原則とする。
- 3 委員の任期は、依頼された日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 委員長は、当該校種区立学校長又は副校長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 調査委員会は、委員長が招集する。

9 調査委員会は、独自の調査を行い、教科用図書の調査結果を採択年度の6月中旬（期日は別に定める）までに検討委員会に報告するものとする。

（教科用図書の調査）

第6条 当該校種各学校は、教科用図書を教科ごとに調査研究し、調査結果に意見を付して、採択年度の6月中旬（期日は別に定める）までに検討委員会に報告するものとする。

2 当該校種各学校の採択に関する調査期間は、採択年度の6月中旬までの2か月以内（期間は別に定める）とする。

（欠格条項）

第7条 以下の各号のいずれかに該当する者は、検討委員会委員又は調査委員会委員となることができない。

（1）発行者（教科用図書の発行者をいう。以下同じ。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族。

（2）顧問、参与、嘱託等いかなる名称を問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者。

（3）教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む）。

（4）前号の著作・編集者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者、並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族。

（申立書の提出）

第8条 検討委員会委員及び調査委員会委員は、前条各号のいずれにも該当せず、教科用図書の採択に関して、利害関係のない旨の申立書を教育委員会に提出しなければならない。

（守秘義務）

第9条 検討委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書の選定及び調査の過程で知り得た事柄について、他にもらしてはならない。

（解任）

第10条 教育委員会は、検討委員会委員及び調査委員会委員が以下のいずれかの事由に該当することとなったときには、任期の途中であっても解任することができる。

（1）心身の故障のため、任務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられないとき。

（2）第9条に定める守秘義務に違反したとき。

（3）検討委員会委員、調査委員会委員としてふさわしくない行為があったとき。

（4）その他、教育委員会が必要と認めたとき。

（所管）

第11条 検討委員会及び調査委員会に関する庶務は、墨田区教育委員会事務局指導室の所管とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

教科用図書採択検討委員会

教科用図書採択検討委員会委員	14名以内
学識経験者	2名以内
区立学校保護者代表	2名以内
区立学校長又は副校長	6名以内
教育委員会事務局職員	4名以内

教科書採択検討委員や教科書調査委員の推薦については、平成28年10月31日付 28教人職第3022号「利害関係者との接触に関する指針」及び28教指管第898号「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」(東京都教育委員会)を参照すること。



## 平成 31 年度使用墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について

平成 30 年 3 月  
墨田区教育委員会

墨田区立中学校が平成 31 年度に使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

### 記

#### 1 教科書の調査・研究及び検討

墨田区教育委員会が教科用図書を採択するに当たり、必要な調査・研究及び検討は、以下のように行う。

##### (1) 各学校における教科書の調査・研究

各学校は、教科用図書の見本の内容等が教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成 30 年 6 月 21 日(木)までに墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)に報告する。

調査期間は、原則として平成 30 年 5 月 17 日(木)から 6 月 11 日(月)までの間とする。

##### (2) 墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)による調査・研究

調査委員会は、独自の調査を実施する。各見本本の調査内容を平成 30 年 6 月 8 日(金)までに検討委員会に報告する。

調査委員会は、6 月 8 日(金)までの間に、3 回以内の回数で開催する。

調査委員会の委員構成

委員長(校長又は副校長)及び教員の代表[3~4 名程度]

(委員長は、原則として中学校教育研究会道徳部長等から選出する。)

##### (3) 検討委員会による検討

検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、各教科の見本本についての検討結果を平成 30 年 7 月 5 日(木)までに墨田区教育委員会に報告する。

検討期間は、平成 30 年 6 月 29 日(金)までの間に 3 回以内の回数で開催する。

検討委員会委員構成(合計 10 名)

- ・中学校校長会代表 1 名
- ・調査委員会委員長 1 名
- ・調査委員会副委員長 1 名
- ・学識経験者 2 名
- ・保護者代表 2 名
- ・指導室長 1 名
- ・指導主事(統括指導主事) 2 名

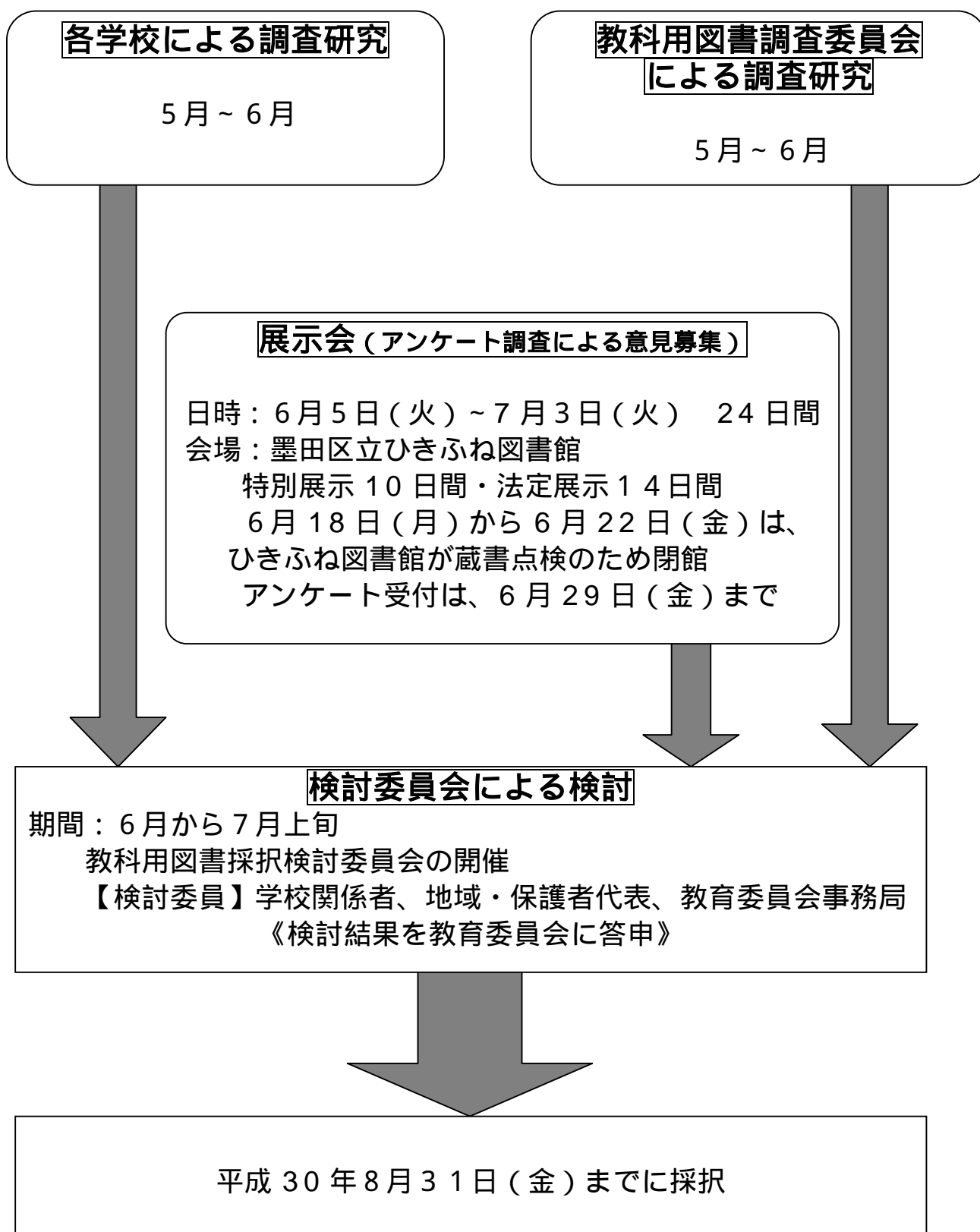
##### (4) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成 30 年 4 月 27 日(金)までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

#### 2 教科用図書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断したうえで、平成 30 年 8 月 31 日(金)までに教科書を採択する。採択に当たっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。

平成 31 年度使用墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の主な流れ



議案第16号

学校運営連絡協議会制度の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成30年3月22日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、現行の学校運営連絡協議会制度を一部改正する必要がある。

## 学校運営連絡協議会制度の一部改正について

- 1 概要 平成 29 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化された。本区では、全ての園・学校において学校運営連絡協議会を設置してきたが、法定コミュニティ・スクールの要件は備えていなかった。

このような中、東京都は、法定コミュニティ・スクールの設置を視野に、その過渡的なものとして今年度「都型コミュニティ・スクール」の導入・促進を進めることとした。

今回、学校運営連絡協議会制度を一部改正することにより、本区の実態と合った都型コミュニティ・スクールの要件を備えた協議会とする。

<参考>

法定コミュニティ・スクールの要件	都型コミュニティ・スクールの要件
学校運営の基本方針の承認 学校運営についての意見 教職員の任用に関する意見	学校運営の基本方針についての協議 学校運営についての協議
学校と地域住民等との連携・協力の促進	地域学校協働活動の企画・調整

社会教育法の改正：地域住民と学校が協働して行う事業（地域学校協働活動）とそれを実現するための「地域学校協働活動推進員」について新たに規定（法定 と同等）

- 2 理由 平成 29 年 4 月の法改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6）により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたため。

- 3 内容 学校運営連絡協議会構成員の委嘱者をこれまでの校長から教育委員会に変更する。

協議内容に「学校運営に関すること。」「地域学校協働活動の企画・調整に関すること。」を加える。

- 4 要綱改正 墨田区立学校運営連絡協議会設置要綱を都型コミュニティ・スクールの要件を備える内容に一部改正し、整理するものとする。

なお、要綱改正については、教育長の決定により行う。

## 教育課題の進捗状況について（平成 30 年 3 月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校校舎等の改築・改修事業	<p>【計画】</p> <p>吾二中 付属棟・校庭整備工事</p> <p>吾立中 校舎新築工事</p> <p>非構造部材（ガラス飛散防止）の耐震化工事</p> <p>【実績】</p> <p>吾二中 付属棟：外装・内装工事</p> <p>校庭整備：側溝、舗装工事</p> <p>吾立中 基礎配筋工事、屋内体育館改修</p> <p>非構造部材 ガラス飛散工事業者契約</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	庶務課
新学習指導要領への対応	<p>【計画】</p> <p>がん教育の実施</p> <p>道徳教育推進教師連絡会で「資料活用」に関する研修の実施</p> <p>小学校英語パフォーマンステストの実施</p> <p>【実績】</p> <p>道徳教育推進教師連絡会（2/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択教科書の編集委員を招聘し、採択教科書の特徴と使い方について説明</li> <li>・都のガイドブック「道徳科 指導と評価ガイドブック（仮称）」の説明</li> <li>・道徳教育推進拠点校（豎川中、言問小）の実践発表</li> <li>がん教育における2時間目の授業</li> <li>・ゲストティーチャー（がん経験者）招いた授業を実施</li> <p>小... 18校、中... 7校（保健計画課が調整）</p> <li>・自校で講師を招き、授業を実施</li> <p>小... 3校、中... 0校</p> <li>・DVDを使用した授業</li> <p>小... 4校、中... 3校</p> <p>3月末までに、全校において授業を実施</p> <p>全小学校第5・6学年対象に実施。</p> <li>・NTが児童に質問し、担任は評価基準が示されている採点シートを基に評価を行う。</li> <li>・第5学年「自己紹介&amp;簡単なインタビュー」</li> <li>第6学年「インタビュー」</li> </ul> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	指導室

<p>学力向上新3か 年計画の実施</p>	<p>【計画】  学力向上推進会議  学習振り返り期間  チャレンジ教室（放課後・後期）</p> <p>【実績】  学力向上推進会議（2/6）  学習振り返り期間（1/9～）  チャレンジ教室（放課後・後期 1/10～）</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	<p>すみだ教育 研究所</p>
<p>幼保小中一貫教 育推進計画の改 定</p>	<p>【計画】  教育委員会付議</p> <p>【実績】  教育委員会決定（2/1）</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	<p>すみだ教育 研究所</p>